

特報1

国民保護法等の施行と国民保護法施行令の解説 4

特報2

平成16年(1月～6月)における火災の概要(概数) 6

平成16年11月号 No.404

巻頭言 多角的な視点からの救急業務

TOPICS

平成16年度「救急の日」及び「救急医療週間」実施結果	8
消防庁パンフレット『消防防災行政の現状と展望』	9
平成16年秋季全国火災予防運動の実施	10
消防ポンプ自動車シャシフレーム折損事故	12
婦人防火クラブが災害ボランティア活動	13
第23回全国消防殉職者慰霊祭	14

Report

消火器・防災物品のリサイクル(消火器編)	15
消火器の不適切点検に係る実態調査結果及び啓発リーフレットの配布	16

緊急消防援助隊情報

「平成16年7月新潟・福島豪雨」に伴う緊急消防援助隊出動概要	18
緊急消防援助隊指揮支援部隊長として福井豪雨に出動して	19
緊急消防援助隊・航空自衛隊連携訓練に参加して	20

消防通信～北から南から

青森県 青森地域広域消防事務組合「海・山・水 - 豊かな自然に囲まれた青森 - 」	21
---	----

消防通信～望楼

羊蹄山ろく消防組合消防本部・蘭越消防団(北海道)/浜松市消防本部(静岡県)	22
松原市消防本部(大阪府)/長門地区広域行政事務組合消防本部(山口県)	

コラム2004

消防大学校における実践的訓練	23
----------------	----

広報資料(12月分)

雪害に対する備え	24
危険物施設における事故防止	25
放火による火災の防止	26
石油ストーブなどの安全な取扱い	27
消防自動車等の緊急走行に対する理解と協力を!	28

NEW CONCEPT 列島119

地下駅舎の防火安全対策を強化するための「火災予防条例(東京都条例)の改正	29
--------------------------------------	----

INFORMATION

9月の主な通知	30
消防庁人事/広報テーマ(11・12月分)	31



表紙
徳島県防災ヘリ
「うずしお」

多角的な視点からの 救急業務



福岡市消防局長 小田 哲也

記録的な猛暑と相次ぐ台風の上陸、各地で発生した豪雨災害などが強く印象に残る今年もいよいよ大詰め、来年度に向けての予算・組織の編成作業が本格化しているところです。

今回、十数年ぶりとなる2つの消防出張所の新設に向け、その準備を進めており、厳しい行財政事情の中、庁舎の建築方法や人員体制の見直し等を検討してまいりました。そもそも今回の出張所新設の端緒は、市周辺部の救急車の到着遅延をいかに解消するかということにありました。新設する2地区については、医療機関も近くにないことから、救急要請から病院到着まで30分以上かかる場所もあり、行政サービスの均一化をはかるため、消防署所の面的な整備を行うこととしたものです。

その一方で、救急業務のさらなる高度化が求められております。限られた人員の中で救急救命士の再教育や、気管挿管を実施するための体制を整備するなど今後クリアすべき様々な課題を抱えています。これらに的確に対応するためには、今後、警防業務から救急業務へのマンパワーのシフトも視野に入れた救急体制の整備を検討していかなければなりません。

こうした我々行政側の体制整備と併せて、市民への救急に関する意識啓発も重要な責務となっています。増大する救急需要に歯止めをかけるべく、昨年末から市医師会、救急病院協会の協力を得てポスターを掲示するなど市民や医療機関に救急車の適正利用を呼びかけました。その効果があり、増加の一途をたどっていた救急出動が、今年上半期の救急統計で昭和33年以来46年ぶりに減少しました。市民への呼びかけについては、誤解を生む可能性もありましたが、生命に関わるような傷病者への対応に支障が出かねないと広報に踏み切りました。

また、救命率の向上のためには、市民への応急手当の普及啓発が不可欠です。本市においても2015年までに成人人口の40%にあたる38万5千人の受講を目標に掲げ、市民ボランティア組織とともに積極的に講習を行っているところです。昨年からは、多数の人が集まる施設の従業員を対象に講習を行い、応急手当ができる従業員が常駐している施設を認定する「救マーク制度」を新設しました。さらに今年7月からは、AEDの一般使用が認められたことから、講習やイベント等を通じてAEDの使用に関する市民啓発に力を入れていく予定です。

救急業務の開始から半世紀以上が経ち、取り巻く環境や市民の意識も大きく変わっています。しかし、その理念は一貫して「救えるはずの命を救う」ことにあります。かつての右肩上がりの成長・拡大が望めない社会経済情勢の中、市民の力を最大限に引き出しながらその目的を達成するべく、様々な切り口で施策を展開し、安全・安心のまちづくりに邁進していきたいと考えております。

消防の動き



平成16年
11月号

No. 404

国民保護法等の施行と
国民保護法施行令の解説

平成16年(1月～6月)における
火災の概要(概数)

消 防 庁



国民保護法等の施行と国民保護法施行令の解説

国民保護室・国民保護運用室

1 はじめに

平成16年6月14日に可決・成立し、同年6月18日に公布された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)は、「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」こととされていましたが、国民保護法の施行期日を定める政令(平成16年政令第274号)により、9月17日に施行されました。

また、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」(以下「事態対処法施行令」という。)の一部改正も、国民保護法と同様に9月17日に施行されるとともに、同日付で内閣総理大臣公示がなされ、新たに160の指定公共機関が指定されました。

そのほか、空港・港湾・道路などの利用調整を定めた「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」及び米国軍隊の行動の円滑化を図るための「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」も9月17日に施行されました。

2 国民保護法施行令の解説

国民保護法の施行に伴い、必要な細則や手続等を定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」(以下「国民保護法施行令」という。)について、以下に簡単に解説します。

1. 避難実施要領の通知先

市町村長が避難実施要領を定めたときの通知先は、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)、警察署長、海上保安部長等、当該市町村の区域を担当区域とする自衛隊地方連絡部の地方連絡部長及びその他の関係機関とされています。

2. 避難誘導の要請先

市町村長及び都道府県知事が国民保護法第63条の規定により要請する自衛隊の部隊等の長は、市町村長及び都

道府県知事の要請を処理すべき一定のレベル以上の部隊等の長とすることが適当であり、海上自衛隊及び航空自衛隊は、原則として災害派遣命令権者と同様の者、陸上自衛隊は、自然災害とは異なり、駐屯地単位で国民の保護のための措置を実施するとは限らないため、連隊長又は群長以上としています。また、自衛隊法第22条の規定により臨時に編成される特別の部隊についても、防衛庁長官が指定する部隊の長を要請先に加えています。

3. 安否情報の収集及び提供

安否情報の収集及び提供については、避難の指示を受けて避難住民を誘導したときと、武力攻撃災害によって死亡し又は負傷した住民がいるときに区分しています。

市町村長は、自ら保有する資料の調査や避難住民を誘導する者による調査等により、安否情報の収集及び整理を行うこととされています。

市町村長から都道府県知事への安否情報の報告については、書面の送付その他の総務省令で定める方法により行うこととされています。

また、総務大臣又は地方公共団体の長は、安否情報の照会があったときは、個人の情報の保護に留意しつつ回答することとされています。

市町村長から都道府県知事への安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項は、総務省令で定めることとされていますが、総務省令については、今後、検討を重ねた上で制定する予定です。

4. 生活関連等施設

生活関連等施設については、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの及びその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、電気、ガス、水道、鉄道、電気通信、放送、港湾及び空港に係る基幹的施設のうち一定の規模以上のもの並びにダムのうち一定の規模以上のもの並びに危険物質等の取扱所を定めています。この危険物質等の取扱所には原子力事業所や石油コンビナート等特別防災区域における特定事業所などが含まれています。



5. 危険物質等

危険物質等について、既存法令においては、爆発性物質、発火性物質、有害性物質、放射性物質等の特性に応じて、災害等防止の観点から所要の規制を行っています。国民保護法においては、既存法令において規制の対象となっている危険物質等を、「引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある」かどうかについて、その数量や規制の対象となる取扱者等の観点から限定し、危険物質等として定めています。

危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置については、国民保護法施行令において、既存法令で定めのない措置について物質の種類に応じた措置を規定しています。既存法令に措置の定めのある危険物質等に関しては、当該既存法令に基づき必要な措置を講ずるものとしています。

6. 避難施設の基準

避難施設については、国民保護法施行令第35条各号にその基準が定められていますが、避難施設の指定は、管理者の同意を得て行うものであり、この指定の際に当該施設のどの部分を避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべきかをあらかじめ確認する必要があります。そのため、当該部分の総面積の10分の1以上の増減を伴う用途の変更、改築等が行われる場合は、避難施設において行う避難住民等の受入れ又は救援の実施に大きな影響を及ぼす可能性があり、都道府県知事において把握する必要があることから、届出を要するものとされています。

7. 国と地方の費用負担

警報の伝達、避難住民の誘導その他の住民の避難に関する措置及び消防、生活関連等施設の安全確保、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止、放射性物質等による汚染の拡大防止、廃棄物処理、感染症対策その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に通常要すると認められる費用並びに損失補償等に要する費用については、原則として、国が全額負担することとされています。ただし、避難住民等の救援等に要する費用にあっては、厚生労働大臣が定める程度及び方法により算定した額について国が全額負担することとされています。

地方公共団体の職員の給料、扶養手当、調整手当等平素から地方公共団体が支給している手当等については、地方公共団体の負担とし、時間外勤務手当、夜間勤務手当等国民の保護のための措置の実施に当たって必要となる手当については、国の負担とされています。

地方公共団体が平素から負担している消耗品費、通信費等の事務費及び光熱費、修繕費等の施設の維持管理費については、地方公共団体の負担とし、国民の保護のための措置の実施のために増加し、又は新たに必要となった事務費及び通常要すると認められる以上に必要となった施設の維持管理費については、国の負担とされています。

国が地方公共団体と共同して行う訓練に係る費用で地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担するものとされています。

8. その他

緊急処理事態においては、国民保護法と同様、国民保護法施行令においても国民の保護のための措置を準用することとされています。

また、附則により総務省組織令が改正され、国民保護法に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関すること並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整は消防庁総務課が所掌するものとされています。なお、これに合わせて総務省組織規則を改正し、これらの事務を、消防庁総務課国民保護室及び国民保護運用室の所掌としています。

3 事態対処法施行令の解説

武力攻撃事態等において、一定の責務を負うことになる指定公共機関については、その定義が事態対処法第2条に規定されており、「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう」とされています。

指定公共機関については、事態対処法の国会審議において、「個別の法制において、指定公共機関に実施を求めることが必要となる対処措置の内容が具体的に定められてから指定する」とされており、このたび、国民保護法他有事関連法が一通り整備されたことを受け、具体的な対処措置の内容が明確になったことから、事態対処法施行令の一部を改正し、指定公共機関の指定を行うものです。

4 おわりに

いよいよ国民保護法などが施行され、武力攻撃事態等における対処措置について、具体的な法的責務を国・地方公共団体の双方が負うこととなります。

地方公共団体においては、今回の国民保護法の施行を良い機会に、再度初動体制の確認など、危機管理体制の再チェックを行っていただくようお願いします。



平成16年(1月～6月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は対前年同期比1,880件の増加

平成16年(1月～6月)における総出火件数は3万3,614件であり、前年同期と比べると、1,880件の増加(5.9%)となっています。

これは、おおよそ1日あたり185件、8分に1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとに見ますと次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減数(%)
建物火災	17,885	53.2%	377	2.2%
林野火災	3,539	10.5%	255	-6.7%
車両火災	2,071	6.2%	564	37.4%
船舶火災	63	0.2%	2	3.3%
航空機火災	3	0.0%	±0	0.0%
その他火災	10,053	29.9%	1,192	13.5%
総出火件数	33,614	100%	1,880	5.9%

2 火災による死者は166人の減少、負傷者は119人の増加

火災による死者は1,180人で、前年同期と比べると166人の減少(-12.3%)となっています。

火災による負傷者は4,771人であり、前年同期と比べると119人の増加(+2.6%)となっています。

また、放火自殺者等は、前年同期より105人少ない370人となっています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は581人で、47人の減少

建物火災における死者(放火自殺者等を除く)は、851人ですが、このうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、581人であり、前年同期と比べると47人の減少(-7.4%)ですが、年間1,000人を超えた昨年と比べても、依然予断を許さない状況です。

また、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合

は83.5%で、出火件数の割合56.8%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の約6割が高齢者

住宅火災による死者581人のうち、338人(58.2%)が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年同期比は、逃げ遅れ357人(72人の減・-16.8%)、出火後再進入19人(2人の増・+11.8%)、着衣着火30人(6人の減・-16.7%)、その他175人(29人の増・+19.9%)となっています。

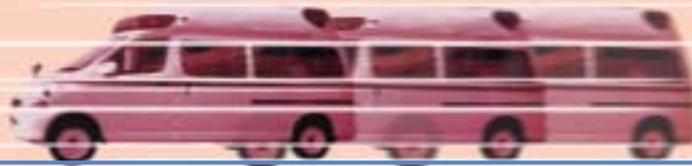
5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」

全火災33,614件を出火原因別にみると、「放火」4,367件(13.0%)、「たばこ」3,568件(10.6%)、「放火の疑い」3,290件(9.8%)、「こんろ」3,045件(9.1%)、「たき火」2,351件(7.0%)の順となっています。また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、7,657件(22.8%)となっています。

なお、前年同期は、「放火」4,333件(13.7%)、「たばこ」3,068件(9.7%)、「放火の疑い」3,235件(10.2%)、「こんろ」2,997件(9.4%)、「たき火」2,006件(6.3%)の順となっています。

「放火」及び「放火の疑い」を合わせた件数(7,657件)を都道府県別にみますと、東京都(1,333件)、神奈川県(662件)、大阪府(638件)、愛知県(633件)、埼玉県(605件)の順となっており、上位5都府県で全体の50.6%を占めています。

主な火災種別ごとにみると建物火災17,885件にあっては、「こんろ」2,992件(16.7%)、「放火」2,014件(11.3%)、「たばこ」1,878件(10.5%)、「放火の疑い」1,280件(7.2%)、「ストーブ」1,131件(6.3%)の順となっています。車両火災3,539件では、「放火」500件(14.1%)、「放火の疑い」339件(9.6%)、「排気管」337件(9.5%)、「衝突の火花」158件(4.5%)、「たばこ」146件(4.1%)の順となっています。

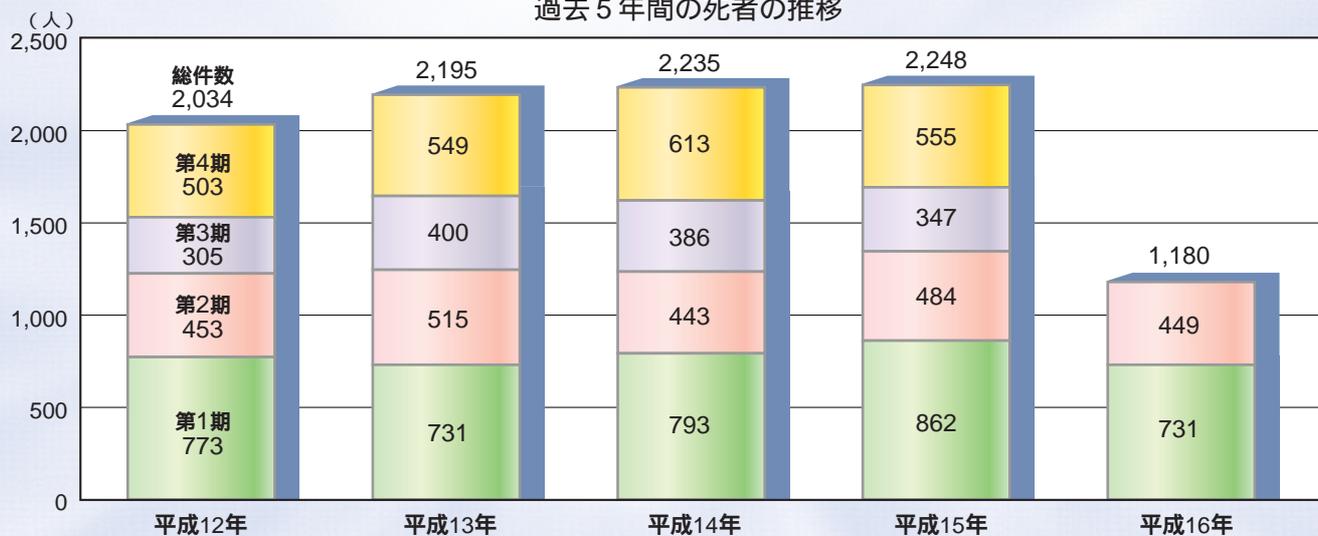


過去5年間の推移

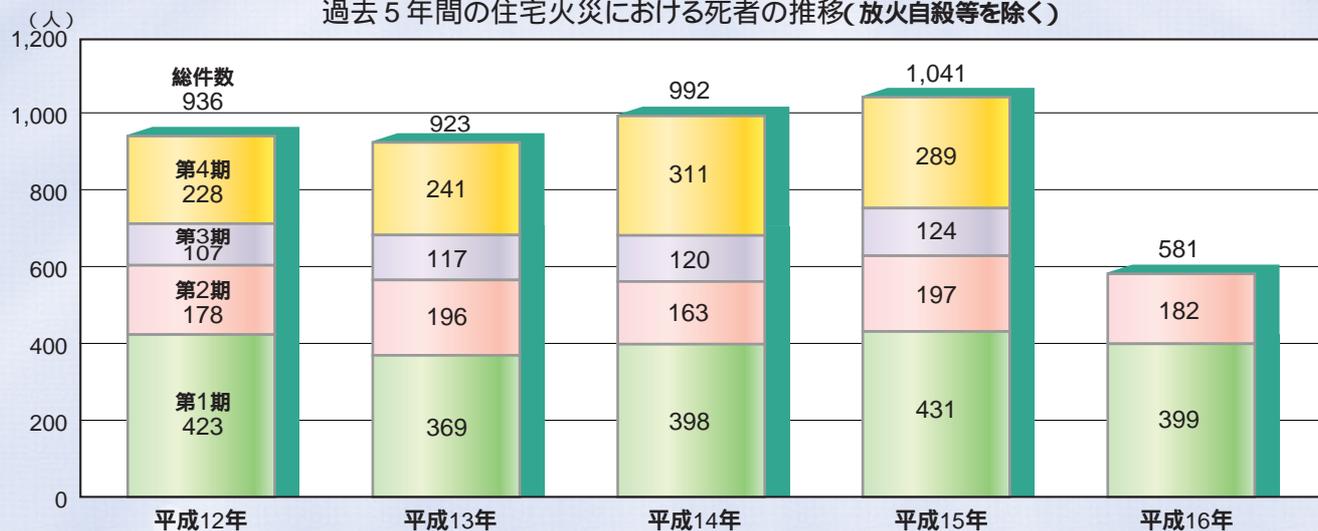
過去5年間の火災の推移



過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災における死者の推移(放火自殺等を除く)



平成16年度「救急の日」及び「救急医療週間」実施結果

救急救助課

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的とし昭和57年から毎年実施されています。今年は9月5日(日)から9月11日(土)までを救急医療週間とし、全国各地において消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、社団法人日本医師会、日本救急医学会、その他関係機関の緊密な協力により、その趣旨にふさわしい内容の行事が実施されました。

各消防機関では、心肺蘇生法の実技指導等の応急手当指導や救急資器材の展示など各地で特色のある救急フェア・フェスティバル等が実施されました。

消防庁でも、各都道府県知事あてに「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について通知するとともに、応急手当普及啓発用ポスター・蘇生用マウスピースの作成及び配布、インターネットによる広報、各種マスコミ媒体を利用した救急救命士制度、救急業務の紹介及び応急手当の普及啓発を行いました。

9月9日(木)には、KKRホテル東京において「救急功労者表彰式」を実施しました。この表彰は救急業務の推進に貢献し、社会公共福祉の増進に顕著な功績のあった個人

及び団体を表彰するもので、第5回目となる本年度は、個人5名及び1団体に対し消防庁長官が表彰状を授与しました。

9月9日(木)から11日(土)までの3日間は、JR東京駅において「救急の日2004」を開催しました。開会式は林省吾消防庁長官やリーフレットのモデルとなったタレントの眞鍋かをりさんらによるテープカット、航空会社の医師やフライトアテンダントによる自動体外式除細動器(AED)の実演を行いました。また、各日とも心肺蘇生法の実演と実技指導、東京消防庁の救急隊による救急救命処置の実演等も実施され、多くの乗降客が足を止めて見学していました。

我が国の救急出動件数は年々増加の一途を辿り、平成15年には483万2900件に達しており、今後さらに救急業務の重要性が高まるとともに質的向上が求められるものと考えられます。

本年7月より救急救命士による気管挿管が実施され、また自動体外式除細動器(AED)の実施が非医療従事者にも認められ、今後救命率の一層の向上が期待されています。消防庁としては平成18年4月を目途に医師の具体的指示による薬剤投与の実施に向け準備作業を行うなど、厚生労働省と協力して救急救命士の処置範囲の拡大等の救急業務の高度化に取り組んでいます。



平成16年度 救急功労者表彰式



東京駅にて「救急の日2004」を開催

消防庁パンフレット『消防防災行政の現状と展望』

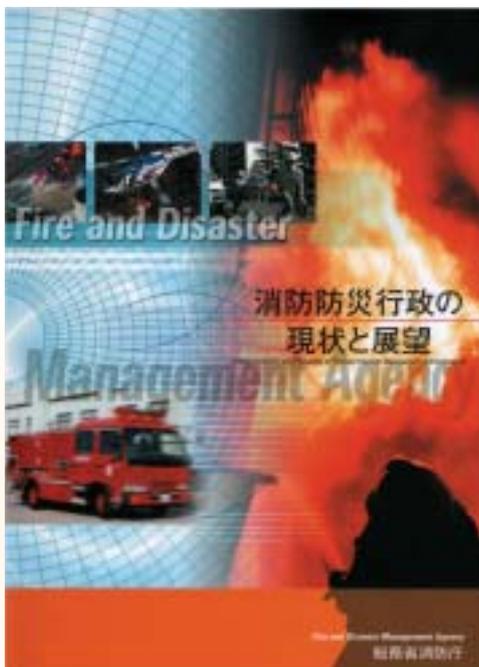
総務課

消防庁では、消防防災行政と消防庁の役割を紹介するパンフレット「消防防災行政の現状と展望」を作成し、消防防災関係者を中心に配布しています。

大規模・特殊災害時における全国的観点からの緊急対応体制の充実・強化を図るため、昨年6月の消防組織法の改正により緊急消防援助隊に対する消防庁長官による指示権が創設され、本年6月の国民保護法の制定により避難誘導、安否情報をはじめとする国民保護法の運用における

基幹的業務の役割を負うなど、消防庁の業務は、安全・安心な社会の実現のため、大幅に充実強化されています。

こうしたことから、消防防災行政の現状や新しい消防庁の役割をよりわかりやすく国民に紹介するため、一般の編集記者から見た視点で内容を構成したパンフレットを作成しました。また、英語を併記し、海外からの問い合わせや「日本の消防」を紹介する際にも活用できるものとなっています。



- ▶ 内 容——防災、国民保護、消防、救急救助、火災予防のジャンルごとの紹介に加え、国際消防救助隊や多発する企業災害への対応、消防庁の施設・設備などについて紹介しています。
- ▶ 体 裁——A4判 34ページ
- ▶ そ の 他——パンフレットの内容は、消防庁のホームページ(URL = <http://www.fdma.go.jp/>)でもご覧いただけます。
- ▶ 問合せ先——消防庁総務課企画係 電話：03-5253-7521

平成16年秋季全国火災予防運動の実施

予防課

「火は消した？ いつも心に きいてみて」を統一標語に掲げ、11月9日(火)から15日(月)までの7日間、全国的に火災予防運動を実施します。

火災予防運動の目的は、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、日常生活での防火を実践することにより、火災による死傷事故や財産の損失を防ぐことです。

平成15年中の全火災件数は5万6,329件であり、前年と比べると、7,322件減少しました。しかし、住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)は昭和61年以来17年ぶりに1,000人を超え、65歳以上の高齢者がその半数以上を占めています。

今後、高齢化の進展に伴い住宅火災での死者数が増加するおそれがあることから、6月の通常国会において消防法が改正され、一般住宅への住宅用防災機器の設置及び維持が義務付けられることになりました。

本年の火災予防運動では、消防法改正を踏まえた住宅防火対策の推進に加え、出火原因の第1位となっている放火火災への対策、消火器の適切な維持管理の推進を重点目標に掲げ積極的に取り組むこととします。

具体的な平成16年秋季全国火災予防運動の重点目標、推進項目及び地域の実情に応じた重点目標は次のとおりです。

1 重点目標

(1) 消防法改正を踏まえた住宅防火対策の推進

消防法により住宅用防災機器の設置及び維持が義務付けられたことから、具体的な住宅防火対策として、住宅用火災警報器等の普及促進を図ることとします。

また、地域住民が主体となって、関係機関及び関係団体等と連携し、安全安心なまちづくりの一環として、高齢者・災害時要援護者を中心とした防火安全対策の推進を図るものとします。

(2) 放火火災・連続放火火災予防対策の推進

平成15年中の放火火災(「放火」及び「放火の疑い」)は、1万4,061件となっています。これは全火災の2割以上を占め、昭和60年以降連続して出火原因の第1位であ

るとともに、平成4年以降連続して1万件を超えている状況です。このため地域住民の相互協力及び関係行政機関と連携のもと、放火火災予防対策のより一層の推進を図るものとします。

(3) 消火器の適切な維持管理の推進

消火器の不適切点検に係る予防策やトラブルにあった場合の対応策等の周知を図るとともに、政府のミレニアム・プロジェクトの成果を活かしたりサイクル消火器(エコマーク付き消火器を含む。)の普及促進及び老朽消火器の破裂事故防止対策を推進するため、住宅等における老朽化した消火器等の一斉回収を実施します。

(4) 地域の実情に応じた重点目標の取扱い

地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて重点目標を選定、追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開します。特に、小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物に関する危険性の周知については、防火講習会や各種イベント等の機会を捉え、防火安全に係る啓発を積極的に図っていきます。

2 推進項目

(1) 消防法改正を踏まえた住宅防火対策の推進

ア 住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅用防災機器等の設置促進

イ 婦人防火クラブ等の自主防災組織と連携した広報・普及活動の推進

ウ 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

エ 地域の実情を踏まえた住宅防火対策推進組織等の整備・充実とモデル事業の推進

オ 地域住民を主体とした高齢者・障害者等災害時要援護者の安全対策の推進

カ 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供

キ 広範な機会を捉えた住宅防火診断、座談会等の実施

(2) 放火火災・連続放火火災予防対策の推進

- ア 放火されない環境づくりの推進
- イ 放火火災による被害の軽減対策の実施

(3) 消火器の適切な維持管理の推進

- ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の構築
- イ 老朽化消火器等の一斉回収

3 地域の実情に応じた重点目標の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開します。

(1) 地域における防火安全体制の充実

- ア 自主防災組織の整備充実
- イ 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(2) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 消防用設備等の設置の促進
- エ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の推進
- オ 違反のある特定防火対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導の推進
- カ 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底
- キ 文化財建造物等の防火安全対策の徹底
- ク 新築・工事中の防火対象物の防火安全対策の徹底

(3) 小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底

- ア 地域の実情に即した広報の推進
- イ 被災時における注意点等、防災意識の高揚

(4) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底

さらに、火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火いのちを守る 7つのポイント」を使って、積極的に広報を行っていきます。

~住宅防火いのちを守る 7つのポイント~
3つの習慣・4つの対策

3つの習慣

寝たばこは、絶対やめる。

ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を備える。

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

4 全国火災予防運動用防火ポスターモデル

消防庁では、秋季全国火災予防運動に向けて「防火ポスター」を16万枚作成しました。

ポスターの作成に当たり、現在テレビ等でご活躍されている、女優の荻野 なお さんにモデルをお願いしたところ、趣旨をご理解いただき、誠意と熱意をもってご協力いただきました。



秋季火災予防広報用ポスター

消防ポンプ自動車シャシフレーム折損事故

消防課

本年8月30日の夕刻、関東地方の消防本部の消防ポンプ自動車が火災現場からの帰署途上、交差点で停車中に突然、キャビンとポンプぎ装部分の境目付近のシャシフレームが折損する事故が発生しました。

1 「PL事故情報室」からの情報

幸い職員が負傷するような人身事故に至らず、物損事故に終わりましたが、仮に、緊急走行中に発生したとすれば、大惨事に至ったおそれもあります。

この情報は、管轄の消防本部から事故発生の翌々日の9月1日に、財団法人日本消防設備安全センター内に設置された「PL事故情報室」を通じて、消防庁が提供を受けたものです。

この「PL事故情報室」は、本年7月7日に発生した、福島県郡山市におけるはしご付消防自動車の昇降機の不具合による消防職員2名の死傷事故の発生において、当該はしご付消防自動車と同型の車両の昇降機に関して、過去に3件の不具合が生じていたことが判明したこと等を受けて、財団法人日本消防設備安全センターの防災製品PLセンターに、7月26日付で設置されたものであり、消防庁及び財団法人日本消防設備安全センターとしては、重大事故につながるおそれのある消防車両、装備品、消防用設備等の不具合等に係る情報の提供を消防機関やメーカー等から速

やかに受け、関係機関と連絡調整を行い、全国の消防機関等に対して情報提供を行う等の対策をとることを目的とするものです。

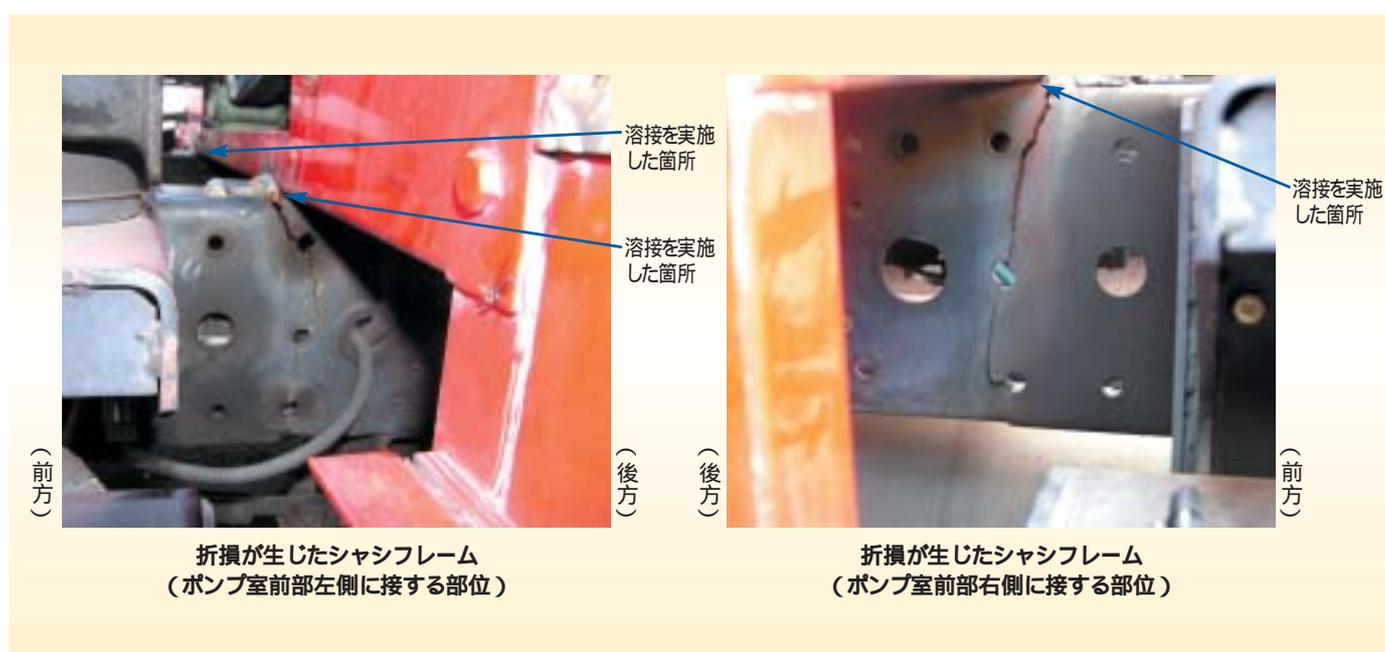
2 課長通知を発出

今回のシャシフレーム折損事故に関する情報を受けた消防庁では、直ちに社団法人日本消防ポンプ協会を通じて、シャシ提供会社及びぎ装会社から詳細な説明を受け、日本消防検定協会と協議した結果、当該ぎ装会社がぎ装した消防ポンプ自動車について、同様の事故発生の可能性があるとして判断し、9月15日付で、各都道府県消防防災主管部長に対し、消防庁消防課長通知を発出しました。

今回は、事故発生車両を保有する消防本部が、事故発生の翌々日には、「PL事故情報室」へ情報提供を行うなど速やかな対応がとられたことから、同様の事故発生の防止の対策を講ずることができたことは、新しい制度が有効に機能したものとと言えます。

3 最後に

今後とも、消防機関等の関係者におかれましては、消防車両、装備品、消防用設備等の不具合・事故や各種製品に起因する火災事故等に関する情報について、積極的に提供されることが重要です。



婦人防火クラブが災害ボランティア活動

防災課

今年の夏、新潟・福島豪雨、福井豪雨を始めとして梅雨前線や台風に伴う豪雨被害が各地で発生し、家屋の全半壊や床上浸水などにより、被災者の皆さんは、泥の除去やゴミの排除、さらには掃除、住めなくなった方は仮の住まいへの移転などを、炎天下や豪雨のなかで行わざるを得ない状態でした。こうしたなかで、多くのボランティアの皆さんが被災地に入って活動をされ、被災者の皆さんを支援していただきました。消防庁では、被災地に開設されたボランティアセンターの活動状況をホームページで情報提供しました。

被災地には、多くのボランティアが入って、炎天下での泥上げや清掃などに活躍されましたが、婦人防火クラブの皆さんもボランティアとして参加されましたので、福井県での状況をご紹介します。

婦人防火クラブの皆さんがボランティア活動に参加されたきっかけは、全国婦人防火クラブの中部・北陸ブロック会議での出会いに始まるそうです。福井市では、すでに7月19日から地元福井地区の婦人防火クラブの皆さんがボランティアに参加されていましたが、ライフラインが停止し、避難生活が長期化する様相のなかで、炎天下での厳しい活動が続いていました。こうした状況のなかで、ブロック会議で親しくなられた婦人防火クラブの会長さん方が連絡を取り合い、日本防火協会の職員の方も福井県に入って支援

が始まりました。

婦人防火クラブの皆さんの活動は、被害の甚大であった美山町蔵作(くらづくり)地区を拠点に行われました。この地区での活動は、福井市の19日より遅く、24日に福井県内の福井地区及び三国町の婦人防火クラブの皆さんが入られ、翌25日から山梨県、静岡県及び愛知県の婦人防火クラブ連絡協議会の皆さん、石川県(加賀市)及び福井県丸岡町の婦人防火クラブの皆さんが入られました。その間、延べ130名のクラブ員の皆さんが、住民への昼夜2食約200食の炊き出しや被災家屋の汚泥除去等の支援活動に参加され、県外のクラブ員の皆さんは電気や水道が復旧した28日まで、県内のクラブ員の皆さんは31日まで行っていただきました。

「真夏の水害」という「食・水の安全性」が最も懸念される悪条件とライフラインが停止したなかにおける炊き出し支援では、婦人防火クラブの皆さんは、様々なアイデアで安全性に配慮しつつ限られた食材で、また、各県から持ち寄った梅干しなどを使って、食欲をそそるメニューに苦心しながら、猛暑のなかでの復旧作業で疲労困憊された被災地の住民の方に炊き出しを行っていただきました。

今後とも、婦人防火クラブの広域的な連携で、ボランティア活動の輪が広がっていくことを期待したいと思います。



第23回全国消防殉職者慰霊祭

総務課

財団法人日本消防協会、全国消防殉職者遺族会による第23回全国消防殉職者慰霊祭が、9月16日(木)午前10時より日本消防会館・ニッショーホールにおいて、遺族、国会議員及び消防関係団体等の関係者約700名の参列のもと、厳かに執り行われました。

この慰霊祭は、防災の任務を遂行中、不幸にして尊い犠牲となられた全国の消防殉職者と消防協力者の功績を称え、その御霊に甚大なる敬意と感謝の誠を捧げるもので、昭和57年より毎年挙行されています。

今年新たに合祀されたのは、三重ごみ固形燃料発電所の消火活動中、爆発事故で殉職された桑名市消防本部 南川平消防司令長、川島 章消防司令補、兵庫県西宮市で発生した火災現場において、消火活動中殉職された西宮市消防局 上甲直司消防司令長ら11柱で、明治5年以降の総合祀は5,347柱となっています。

慰霊祭は、まず徳田正明日本消防協会会長の式辞が述べられ、続いて政府、国民を代表して小泉純一郎内閣総理大臣(代理：山口俊一総務副大臣) 林 省吾消防庁長官、白谷祐二全国消防長会会長から、それぞれ追悼の言葉が述べられました。

このなかで、小泉純一郎内閣総理大臣は、これまでの殉職者に対しお悔やみの言葉を述べられるとともに、火災、地震、台風集中豪雨など住民の安全を脅かす災害や事故が各地で相次ぎ発生している現状を踏まえ、政府として「『災

害に強い国づくり』のため、今後とも消防力の充実と防災体制の整備に一層の努力することを誓います。」と述べられました。

また、林 省吾消防庁長官は「消防に課せられた使命と責務の重大さに思いを致し、今後一層の努力・精進を重ねて参りますことを、御霊の前にお誓い申し上げます。」と消防に携わるものとして決意を述べました。

最後に、福島県塙町消防団の故 鈴木友壽団員のご遺族から、お礼の言葉が述べられ、式典は終了しました。



追悼の言葉を述べる山口俊一総務副大臣



消防殉職者の御霊に黙祷を捧げる参列者



消防殉職者ご遺族による献花

消火器・防災物品のリサイクル (消火器編)

予防課

8月号においてミレニアム・プロジェクト(新しい千年紀プロジェクト)について、消防庁が消火器・防災物品のリサイクル・リユースに積極的に取り組んでいることをお伝えしました。

今回は「消火器・防災物品リサイクル推進委員会・消火器専門部会」における消火器リサイクルへの取り組み、検討してきた調査研究内容及びこの取り組みによって消火器業界をとりまく環境が変化してきた経緯を紹介します。

これまでの取り組み等

平成12年度は、回収された不要消火器の処理方法について調査を行いました。その結果、消火器の容器部分は解体処理して鉄くずとしてリサイクルされている一方、消火薬剤は、撥水性を持たせるためシリコンコーティングされていたことから、ほとんどが埋め立て処理されていることが分かりました。

平成13年度は、長期経過した消火薬剤の性能確認実験を行い、性能が劣化していないことを実証し、その結果を受け回収された消火薬剤の再利用の可能性について技術検討を行いました。

また、消火器破裂事故をきっかけに、秋季火災予防運動において全国で回収を実施し約10万本が回収されました。また、以降の春季・秋季火災予防運動においても全国で消火器回収を実施し、平成16年春季火災予防運動までに回収された累計は約25万本となっています。

平成14年度は、7月に消火薬剤の検定細則が一部改正され、消火薬剤のリサイクル使用について制度上の整備が行われました。また、消火薬剤を肥料の原材料に加工する技術も確立され、不用消火薬剤のリサイクル技術が確立しました。

平成15年度は、再生消火薬剤の技術確立を受けて、11月に消火器業界の働きかけにより再生消火薬剤を

40%以上含有させた「エコマーク付き消火器」が商品化されました。再生消火薬剤もしくは肥料原材料に加工するための施設は、消火器メーカーだけでなく消火器処理専門業者でも有するようになり始めています。



エコマークは
(財)日本環境協会の
登録商標です。

エコマーク



エコマーク付き消火器



火災予防運動時の消火器の回収風景

これまでの結果

このように今まで処理が困難として扱われてきた不用消火器は、その容器及び消火薬剤のほとんどがリサイクルできるようになり、火災時に適切に用いる製品としての役割に加え、環境対策に対応した製品として位置づけできるようになりました。

今年度の検討課題

ミレニアム・プロジェクトの最終年度である今年度は、「回収率の向上・回収方法」を大きなテーマに掲げ消火器リサイクル率60%以上を目指し、循環型経済社会の構築に向けて積極的に対応していきます。

消火器の不適切点検に係る実態調査結果及び啓発リーフレットの配布

予防課

消火器の不適切点検によるトラブルは過去にも発生していましたが、最近多発し社会問題化してきました。

これを受け消防庁では平成15年中の全国トラブル件数等の調査を行い、その調査結果と、啓発用リーフレットを全国の関係機関に発送しましたのでその内容を紹介します。

1 全国調査の経緯

消防庁では、これまでも消火器の不適切点検によるトラブルについて「消火器の悪質訪問販売に係る被害防止対策について」(昭和59年消防予第110号)、「消火器の不適切な点検等に係る情報の提供について」(平成9年消防予第186号)、「消火器の不適切な点検等の防止の徹底について」(平成11年消防予第140号)等により注意喚起を行ってきたところであり、各都道府県、消防本部において、メディアや行事、査察等を通じ啓発活動に努めてきました。また、実際にトラブルが発生した場合においても、関係消防機関の間で情報を共有化し、迅速な対応に努めてきたところですが、トラブルの発生が後を絶たない状況にあります。

このような状況を踏まえ、消防庁では、平成15年中に全国で発生したトラブル件数を調査したので、その一部を紹介します。

また、この結果を受け、財団法人日本消防設備安全センターに設けられた「消防用設備等点検制度検討会」及び「消火器点検商法被害防止対策検討部会」

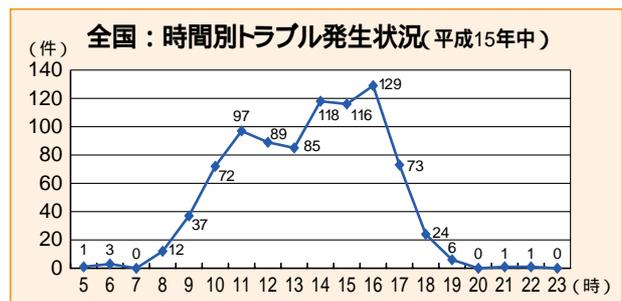
(以下「検討会等」という。)において、その対応策等の1つとして、広報用リーフレットが作成されました。

2 全国調査の結果

本調査の対象期間は平成15年1月から12月までの1年間とし、その間に発生したとして報告のあったトラブルは1,260件でした。その内訳をみると、工場等の279件、事業所等の220件が多数を占めており、続いて店舗等の81件となっています。このデータを見ると、比較的人の出入りが多く施設内に容易に入りやすいうえ、比較的消火器の設置個数が多い事業所等が狙われやすいと考えますが、検討会等では「最近、小規模テナントも狙われる傾向にある。」との報告もあり、他の用途についても注意を怠らないことが重要です。

次に「月別」のトラブル件数についてですが、7月の158件が最高となっているのに対し、冬場は64件で最低の3月をはじめとして発生件数が少ないことから、厳寒期の活動は比較的少ないようです。

また「時間別」をみてみますと、人がいなければ契



約ができないことから就業時間が圧倒的に多く、特に昼食事間、帰宅時に近づくにつれてトラブル発生件数が増えています。さらに、17時以降もトラブルが発生しており、未明にも数件の発生があることから、責任者が不在という点を突いたとも考えられます。

3 啓発リーフレットの作成

これらの調査結果を踏まえて、作成したリーフレットは不適切点検の手口と対策のポイントを簡潔に紹介することを主眼に置いています。

まず、契約業者に成りすまして電話で消火器の点検に行く旨を伝えてくる場合が多いようです。電話に出る人がいつも点検をお願いしている点検業者名や直近の点検実施日を分かるようにしておき、契約していない業者は実際の「受付」で防ぐことが大切です。

次に、点検業者は事業所内の消火器を集めた上で、契約者であることが一見して分かりにくいようにした書類に署名を求めてきます。この場合、事業所内の職員であればアルバイトでも関係なく署名を求めてくるようなので、全職員にサインを求められた場合はその書類が何であるか確認せず署名しないように教育する必要があります。

契約書に署名してしまうと、短時間で薬剤の詰替えを行い、高額請求があります。

弁護士に相談することが望ましいのですが、過去に裁判所が示した判決文等を消防庁のホームページで公開していますので、参考にしてください。

なお、消火器の点検について知りたい場合は、近く

の消防設備保安協会に問い合わせたらよいでしょう。



消火器不適切点検ホームページ

<http://www.fdma.go.jp/html/life/caution.html>

4 おわりに

不適切業者との契約が無効であることが認められたものをはじめとする、ホームページ上に掲載された判例は、全てのトラブルに対して適用されるわけではありません。また、今回の調査結果から不適切業者の行動をある程度予測するとともに、リーフレット等による広報活動を行うことによりトラブルを事前に少しは防ぐことはできますが、不適切業者も新たな手口等を考えてくるはずで、やはり一番の対応策は、全ての社員等に「あやしい書類にはサインしない。」と徹底させることが、トラブルを未然に防ぐ一番の方法でしょう。

契約書であることを隠して...



「平成16年7月新潟・福島豪雨」に伴う 緊急消防援助隊出動概要

仙台市消防局

平成16年7月14日未明、消防庁長官の出動の求めに応じ、警防部警防課長を指揮支援部隊長として2隊、7名により出動した。

消防庁からの受命事項は、見附市消防本部の指揮支援並びに長野、富山、埼玉の各県隊からなる緊急消防援助隊の活動管理及び無線情報車によるヘリテレ映像電送業務を行うことであった。

当日は、雨によりヘリでの被災地出動が困難であったことから、陸路での出動となり、当初計画していた福島県側出動ルートが前日からの雨により通行が不能状態となっていたため、山形県側の迂回ルートを選定することにした。この出動に際しては、ルートを管轄する消防本部からの交通情報支援が出動ルートを確保するうえでの効果的なツールとなった。

早朝、見附市に到着、直ちに見附市月見台地区に緊急援助隊指揮支援本部を設置し、長野、富山、埼玉の各県隊による孤立住民の救助活動の指揮支援及び無線情報車でのヘリテレ映像電送業務など、ほぼ午前中にわたり活動を実施した。

その後、消防庁との協議により、緊急消防援助隊基本計画に基づく指揮支援部隊長としてすべての緊急消防援助隊を三条市に集結することを決定し、中之島町での活動を終了した東京消防庁を指揮支援隊長とする緊急消防援助隊とともに転戦を開始した。

三条市では、緊急消防援助隊指揮支援本部を三条地域消防本部内に設置し、消防庁、1都11県からなる緊急消防援助隊各都県隊長、新潟県代表消防機関、そして、三条地域消防本部と活動区域の設定等の協議を行い、住居等に取り残された住民の救助を中心に、昼夜を徹しての活動を実施し、多数の孤立住民の救出に成功を収めることができた。

15日10時20分、三条市災害対策本部長である三条市長の命により陸上部隊の活動を終了した。10時30分三条地域消防本部において解団式を実施し、三条市長から全隊員に対して感謝の言葉が贈られ、各都県隊ごと所属本部への帰隊を開始した。

今回の緊急消防援助隊の出動は、昨年6月の緊急消防援助隊の法制化から、本年4月の施行を経ての初めての出動となった。各防災機関との連携など、運用面での課題も提起されたところもあるが、多くの成果を収めることができたのは、各派遣都県隊長のもと全隊員の献身的活動によるものと言える。

今後はこの経験を活かし、住民の期待に応えられるよう一層の研鑽に努めて参りたいと考えている。



見附市で三条市への転戦指示をする指揮支援隊長
(仙台市消防局指揮支援隊撮影)



三条地域消防本部内の緊急消防援助隊指揮支援本部の様子
(仙台市消防局指揮支援隊撮影)



緊急消防援助隊指揮支援部隊長として 福井豪雨に出動して

京都市消防局

7月18日、午前9時ころには、福井県内が豪雨禍にあっていることをテレビニュースで放映していた。まもなく、消防庁から、緊急消防援助隊の出動要請を行う可能性ありとの情報を得た。あわただしく、当局関係者に同旨の連絡を入れる。その間の10時45分には、消防庁から緊急消防援助隊派遣要請があった。指揮支援部隊長は、航空機隊に同乗しての出動要請であった。

11時42分には、鴨川出町柳公園（臨着場）を離陸し、一路、福井空港を目指す。雲底が低く、海岸沿いを北上するが、越前町付近では、河口から濁流が海上にまで流出しているのが観察できた。しばらくすると、有視界飛行が不能な強烈な降雨を伴った雲のベルトに出くわす。3度トライするがいずれも降雨に阻まれ、やむなく帰投することとした。京都市消防ヘリポートに帰投後、出隊寸前の京都府隊と行動を共にすることとなり、南消防署を13時20分に出発した。福井県内に入ると、所々、冠水している田畑や溢水している河川が目についた。

福井インター出口付近は冠水しており走行に注意して、16時07分に福井県防災センターに到着し、直ちに、福井県災害対策本部に向かった。途中通行止め等により、迂回して福井県庁に到着、防災会議に出席した。

県災害対策本部には、緊急消防援助隊調整本部が設置されており、また、県内の被災状況の十分な把握がされていないため、具体的な活動方針等を決定することができなかった。県総務部長から、福井地区消防本部で緊急消防援助隊の指揮を執るように指示を受けた。

福井地区消防本部に戻り、消防庁派遣職員を交えて調整会議を実施し、18日の活動報告及び19日の活動方針を決定した。19日については、緊急消防援助隊は、18日には地域住民からの情報を得ているのみでほとんど検索の実施できていない美山町を重点的に検索し、その他の福井市内については、県内応援部隊で対応することとし、美山町を3地域に分け、それぞれの地域に各府県隊を投入すること、投入に当たっては美山町に至る道路が通行不能であることから、航空機部隊を活用することとした。

また、別行動となった滋賀県隊と連絡を取り、本日の活動状況及び翌日の活動予定等について調整した。

19日午前5時から、活動を再開した。検索班の投入と併せて、地域住民から要請のあった物資搬送についても併せて実施することとした。途中、透析患者の救出等について、航空機隊と十分な連携が取れない場面があった。

美山町内検索の結果、要救助者のないことが確認できたため、以降は物資搬送に切り替えた。

また、県災害対策本部に、指揮支援隊員を派遣し調整に当たらせた。12時前に福井地区消防本部消防長から今後の方針を伝えられ、消防庁派遣職員とともに県災害対策本部に赴き、生活安全部長等に活動内容を報告した。

知事にも活動報告を行い、知事から謝辞を受け、同内容が報道発表された。

14時15分に緊急消防援助隊の引揚指示が出され、福井県消防学校で解散式が挙行された。

この活動については、種々の解決すべき課題も認められたが、隊員の負傷や消防機械器具の損傷等もなく多数の住民の方々を救出できたことは、非常に良好な活動であったと認められ、今後もこのような活動を通じて被災した方々の被害を少しでも軽減することが我々緊急消防援助隊の務めであると認識を新たにしました。

緊急消防援助隊の活動状況

陸上部隊	150隊	614名
航空部隊	9機	65名

救出人員

陸上部隊	201名
航空部隊	187名

救急搬送人員

陸上部隊	4名
航空部隊	16名



福井豪雨で救出活動をする京都府県隊
(写真提供：京都市消防局)



緊急消防援助隊・航空自衛隊連携訓練に参加して

福岡市消防局

9月1日（水）に、静岡県浜松市で行われた政府総合防災訓練に、緊急消防援助隊福岡県隊として、福岡市消防局から県隊長以下12名（特別救助隊）、救助工作車型2台が参加し輸送訓練及び救助訓練を実施しました。

この、輸送訓練は地震で道路が寸断されるなどの被害があった場合にも速やかに現地に赴き、救出、救助活動ができるよう、自衛隊輸送機（C-130型輸送機）に搭載可能な、全国で4都市に配置されている救助工作車型を、本市としては、今回初めて実際にC-130型輸送機に搭載して福岡空港から浜松基地まで輸送しました。

この搭載・輸送訓練では、事前に搭載確認作業などは実施されていましてので搭載は自衛隊員の指示・誘導に基づき手順よく行われましたが、座席ベルトの関係や騒音がかなりあり、飛行時間（約1時間半）中、隊員との機内での意見調整等は困難でした。

浜松基地に到着後、ただちに浜松市消防局の現地誘導班の方と調整等を行ったのち訓練会場に向かいました。

訓練会場では地震で倒壊した家屋からの救出等を自衛隊、浜松市消防局及び自主防災組織が連携して行っており、その中で福岡県隊は、浜松市消防局の指示により地震による車両事故で車内に閉じこめられている負傷者を、大型破壊器具等を活用しての救助訓練を行いました。

現地での訓練を無事終了し、17時に浜松基地から再度同じ輸送機に搭載・搭乗して福岡空港に向かい、全ての訓練を終了しました。

訓練は、かなりハードなタイムテーブルでありましたが、自衛隊との連携による救助工作車型の実戦的な輸送及び浜松市消防局からの現地誘導・調整そして救助活動など、より実災害に即したものでした。今回の訓練を通じて得た貴重な体験を今後の緊急消防援助隊派遣活動等に活

かしていく所存です。

このたびの訓練に際し、計画から調整及び準備等に当たっていただきました航空自衛隊並びに浜松市消防局の皆様には厚くお礼申し上げます。



型救助工作車とC-130型輸送機
（写真提供：福岡市消防局）



救助訓練中の緊急消防援助隊福岡県隊
（写真提供：福岡市消防局）

消防通信

北から
南から



青森県 青森地域広域消防事務組合



青森県 青森地域広域
消防事務組合
消防長 石川 行雄

海・山・水 - 豊かな自然に囲まれた青森 -

北は本州北端龍飛崎、南は八甲田山まで、そして東に広がる陸奥湾。この豊かな自然に囲まれた一帯を管轄する青森地域広域消防事務組合は青森市と東津軽郡の2町3村（蟹田町、今別町、蓬田村、平舘村、三厩村）で構成され、管内の人口は約31万人、面積は青森県の総面積の約12%にあたる1,128.15km²を有しています。

東津軽郡は、青森市を中心に据え、北に延びる津軽半島の東側に位置する町村から成っています。

当組合の消防本部、消防署がある青森市は青森県のほぼ中央に位置し、平成10年には市制施行100周年を迎え、県内行政の中心都市としての役割を担っています。歴史的な文化遺産も数多く、特に有名なものは国の特別史跡三内丸山遺跡です。縄文時代前期から中期にかけて約1,500年間にわたり継続して営まれた日本最大級の集落遺跡です。

また、夏の夜を焦がす「青森ねぶた祭り」は今や世界的にその名が知られており、祭り開催期間中の観光客数は300万人を超え、東北でも随一の夏祭りです。



大型ねぶた「巖流島」

一方、管内の蟹田町をはじめ、三厩村などは小説家、太宰治の作品「津軽」のなかで、その風土・景勝が味わい深く描かれておりますが、近年は津軽海峡線の開通に伴

い、本州と北海道を結ぶ青函トンネルの青森側の守り手として極めて重要な責務を担っています。

青森消防本部の取り組み

管内でも特に青森市は人口約30万人を擁する都市としては国内外でも有数の多雪都市で、県庁所在地の中で唯一、特別豪雪地帯に指定されています。

各種災害発生時、この雪による障害を克服する「克雪」が非常に重要な課題となり、青森市では雪処理基本計画を策定し対応していますが、当組合におきましても除雪巡視や、水利凍結防止策の実施、車両進入経路の情報周知など、きめ細かな対応をしています。

また、市町村合併により、当組合でも構成市町村の一部再編の可能性があり、これらの問題にも取り組みつつ、青森地域の消防・防災体制をさらに充実・強固なものにしていく所存です。



青森市役所消防訓練



八甲田山雪中行軍遭難記念像

消防演習と交通事故防止啓発活動を実施

羊蹄山ろく消防組合消防本部・蘭越消防団

羊蹄山ろく消防組合蘭越支署と蘭越消防団は9月19日、平成16年度秋季消防演習及び交通事故防止街頭啓発活動を実施しました。街頭啓発活動では、黄色い旗を手にした消防団員103名が「人と黄色い旗の波」で、シートベルトの着用等を呼びかけました。消防演習では、「山村開発センター2階から火災が発生し、逃げ遅れ1名」との想定で、消火活動を行う一方、逃げ遅れ者の救出、負傷者の救急搬送を実施しました。見学していた町民からは、素早く、無駄のない動きに感激の声が挙がっていました。



黄色い旗の波で無事故を訴えた

ミニ消防車の絵本を園児に贈呈

浜松市消防本部

浜松市消防本部は、実際に広報活動に活躍しているミニ消防車を主人公にした絵本「ちいさいしょうぼうじどうしゃウータくん」137冊を管内の保育園と幼稚園に配布しました。この絵本は出版元のひくまの出版から消防本部に寄贈されたもので、内容は、火災出動に憧れる消防車のウータくんが犬のクンタンとの友情を通して成長する物語。9月21日の贈呈式では、代表の住吉第二保育園に「大切に読んで下さい」と手渡すと、子供たちからは「ありがとうございます」とお礼の言葉がありました。



ウータくんと住吉第二保育園の園児たち

消防通信

望

楼

ぼうろう

高齢者を火災から守ろう

松原市消防本部

松原市消防本部は9月14日、社会福祉法人聖徳会大阪老人ホームにおいて消防訓練を実施しました。訓練は、2階居室からの出火を想定し、総勢75人が参加しました。最初に、施設に入居する高齢者を安全かつ迅速に避難誘導し、初期消火活動を行う一方で、はしご車等による要救助者の救出訓練を行いました。訓練に参加した施設職員、入居者は皆真剣な面持ちで取り組み、訓練終了後、施設関係者からは「何よりもまず火災を出さないようにします。」との誓いの言葉がありました。



2階部分からの救出活動を行う隊員

山口県救急フェアin長門を開催

長門地区広域行政事務組合消防本部

山口県救急フェア実行委員会（山口県、長門地区消防本部他）は9月9日、山口県救急フェアin長門を開催しました。フェアには、医療、消防等関係者約250人が参加し、救急医療功労者知事表彰、消防本部が救急ステーションとして認定した57の事業所等に認定証の交付を行いました。さらに、山口大学高度救急救命センター部長前川剛志教授による「助かる命を救え」と題した記念講演を行ったほか、救急救命士による自動対外式除細動器（AED）を使った応急手当の実技指導を行いました。



救急救命士の指導を受ける参加者たち

消防通信 / 望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

コラム

C O L U M N

2004

消防大学校における実践的訓練

消防大学校

消防大学校では、現在、専科教育や実務講習会での訓練に、より大きな効果を上げるため、従来とは異なる新しい手法や、災害現場さながらの実戦的要素を取り入れています。

ここでは、その一端を紹介します。

まず、NBC災害講習会では、テロを想定したブレインストーミング型のDIGを行いました（写真1）。数多くの問題点が浮き彫りになり、今後の事前対策、活動等に多くの示唆が得られました。

また、危機管理セミナー（トップマネジメントコース）では、状況予測型図上訓練を行いました（写真2）。ロールプレイング型の一回に一役割しか訓練できないという弱点を克服する手法で、少ない情報・少ない時間での状況予測・判断能力の練磨に広い範囲で応用が可能です。

実戦的訓練としては、複教科合同で、消防大学校内において、大規模救助・救急訓練を120人規模で実施しました（写真3）。

救助科では秋川渓谷で、山岳救助訓練（写真4）を、警防・救助科では、海上災害防止センターの消火訓練施設を使用し、実火炎を相手に消火等の訓練（写真5）や、航海訓練所の練習船内部を使用しての訓練を実施しています。

また、急流救助の本格的訓練（写真6）を取り入れる予定で鋭意準備中であり、ご期待をいただきたいと思います。

今後も、消防大学校では、実践的な効果の高い訓練を導入する予定です。訓練の見学も可能ですので、是非、消防大学校にご連絡を。



写真1 ブレインストーミング型のDIG

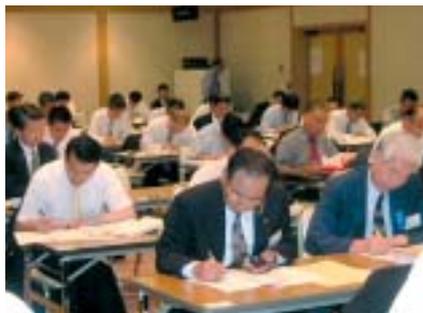


写真2 危機管理セミナー
(トップマネジメントコース)



写真3 大規模救助・救急訓練



写真4 山岳救助訓練



写真5 実火炎を相手に消火等の訓練



写真6 急流救助の本格的訓練

雪害に対する備え

防災課

我が国は、豪雪地帯対策特別措置法に基づき国土の半分ほどが豪雪地帯に属し、そこに全人口の約16%にあたる2,045万人あまりの方々が暮らしています。

冬になると日本列島は西高東低の気圧配置となり、北からのシベリア寒気団による季節風や、南から押し寄せる暖流という国土条件のため、特に日本海側で多量の降雪がもたらされます。積雪や雪崩などによる自然破壊や交通機関・農作物・樹木・構築物などの被害を総称して雪害と呼んでいますが、この「雪害」は単に経済的な損失のみにとどまらず、人命に影響を及ぼすこともあります。昨冬（平成15年12月1日から平成16年3月31日まで）は、北海道、東北、北陸地域を中心に被害が発生し、全国で26名の方が亡くなっておられ、その理由としては、除雪作業中の被害、特に屋根の雪下ろしの際の転落によるものが多く見られます。また雪崩や屋根に積もった雪の下敷きになり骨折や大怪我をする場合もあります。

そのような事故を防ぐために、例えば、雪下ろしの際には命綱や滑り止めを着用し、雪が溶け出しにくい時間帯の作業を心がける、軒下での除雪作業時には屋根からの雪の落下に注意する、側溝や蓋のない防火水槽等への転落を防ぐため危険箇所の表示を分かりやすくしておくことなどが考えられます。

また、毎年12月1日～7日は「雪崩防災週間」となっています。これからスキーやスノーボードなど冬のレジャーが本格化するシーズンが始まりますが、この時期に雪崩に対する国民の理解と関心を高め、雪崩災害防止に努めようとするものです。

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えますが、警戒を怠らずに、住民一人ひとりが雪に対する十分な理解と認識を持ち、雪害に強い安全なまちづくりを進めていきましょう。



（北見市撮影）



（北海道開発局網走開発建設部撮影）

昨冬の北海道における豪雪時の状況

危険物施設における事故防止

危険物保安室

1 平成16年度危険物事故防止アクションプランに基づいた事故防止対策

近年、危険物施設における火災・漏えい事故の発生状況が増加傾向にあり、平成15年には統計を取りはじめて以来最多の540件を記録するなど、過去最悪の水準を推移しています。これらのかんがみ、「危険物事故防止に関する基本方針」及び「平成16年度危険物事故防止アクションプラン」に基づき、次に掲げる事項を危険物事故防止に関する共通の重点項目とし、官民一体となった事故防止対策を推進しています。

屋外タンク、地下タンク・配管等の腐食・劣化に関する評価手法の開発及びこれに基づく安全対策の推進

製造所・一般取扱所における火災危険要因の把握と対策

給油取扱所に関する事故分析結果等を踏まえた火災・漏えい防止対策の推進

大規模屋外タンクに関する地震対策、指定可燃物に関する火災対策の推進

2 事故防止のための効果的な取り組み

1の重点項目を基本とし、地方レベルにおいて、例えば以下に示すような事項について関係機関の密な連携のもと、それぞれの機関・団体の役割分担に応じ具体的な取り組みの検討を踏まえ、事故防止対策の推進が想定されています。

- (1) 製造所、一般取扱所を中心とした危険物施設に係る自主保安の推進のための火災・漏えい事故の要因分析、施設の効果的・効率的な保守管理の充実のための方法、ポイント等の検討
- (2) 屋外タンク、地下タンク・配管等の腐食・劣化に関する点検実施状況の把握と異常発見時の対応体制の確立
- (3) 地域、事業所ごとに取り組みに差がある屋外タンク貯蔵所の耐震改修について改修計画の見直しと改修促進

(4) 人的事故要因の把握・分析と効果的取り組みに関する情報の整理

(5) 給油取扱所におけるトラブル事例の収集分析と研修等の取り組み

最近の危険物施設の事故発生要因や昨年後半に発生した一連の企業災害の要因を見ると、危険性の把握、工事等の作業管理、設備の維持管理、異常時の対応等それぞれの実態にあわせて、自主的な保安対策の一環としてのきめ細かい取り組みが進められなければ、事故防止の効果を十分あげない要因が多くを占めています。

このため、当面の取り組み目標を定め、自主的な保安対策の推進を図りながら事業者、消防機関等関係者が一体となって、それぞれの役割を果たしていくことが期待されています。

今年11月～12月に、全国6カ所で消防関係機関による危険物事故防止ブロック会議を開催し、事故防止上有用な情報の交換、共通的な課題への対応等の検討が行われます。



放火による火災の防止

予防課

「放火」及び「放火の疑い」による火災は、平成15年中1万3,982件（全火災の24.8%）発生し、昭和60年以降連続して出火原因のトップを占めているとともに、平成4年以降連続して1万件を超えています。また、放火火災の傾向としては、冬から春先及び夜間から明け方にかけて多く発生しています。

消防庁では、平成12年に「放火火災予防対策マニュアル」を作成し、全国の消防機関に配布していますが、放火火災の防止の基本は「放火されない、放火させない、放火されても被害を大きくさせない」ことです。放火火災を防ぐためには、一人ひとりが放火対策を心がけるだけでなく、地域全体として放火されない環境を作ることが重要です。

建物に対する放火防止対策

建物に放火されたケースを見ると、建物外周部、倉庫・物置、車庫、共同住宅等の玄関や階段室等の共用部分など、侵入されやすい場所や人気のない暗がりでの放火が目立ちます。施錠管理を徹底し、外部からの侵入を防ぎましょう。

照明器具の設置等により暗がりをなくし、放火されない環境づくりに努めましょう。

建物の周囲に燃えやすい物を放置せずに、整理整頓しましょう。

夜間無人となる工事現場や空き家なども監視性が低く放火されるおそれが高い場所なので、同様の措置を講ずるとともに、敷地内への侵入を防ぐための囲いの設置や、電気・ガスの遮断等を行うことも効果的です。

車両に対する放火防止対策

路上、建物外周部及び屋外駐車場に駐車中の車両の荷台やボディカバー等に放火されるケースがあります。不用意に車を放置しないように心がけるとともに、ボディカバーには防災製品のものを使用しましょう。

施錠がされていない車両の内部に放火されるケースも見られます。車両の施錠管理を徹底しましょう。

その他

夜間、放置されたゴミや新聞・雑誌等に放火されるケースが多く見られます。夜間、ゴミを放置しないなど、ゴミ集積場所の環境づくりを地域ぐるみで実施しましょう。

ゴミは指定された場所、日時以外は搬出しないようにルールを守るなど、住民一人ひとりのモラルの高揚を図ることも重要です。

地域における放火防止対策

放火は不特定多数の人の生命、身体及び財産に危険をもたらす極めて悪質な犯罪です。放火の危険から地域社会を守るためには、町内会、自治会、自主防災組織、事業所等が一体となり、放火されにくい環境を作ることが重要です。

また、日頃から防火講習会や防火・防災訓練等を実施し、地域住民の防火意識を高めることも大切です。

以上、放火されないために、「手間」と「人目」をかけ、放火されにくい環境を作りましょう。

放火されない環境づくりを！
物置きにはカギをかけましょう。



放火させない環境づくり
家のまわりは明るくして
いつも整理整頓を！



放火されない環境づくりを！



石油ストーブなどの安全な取扱い

防火安全室

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具の手入れは万全でしょう。

平成15年中(概数)におけるストーブによる火災をみると、全国で1,955件発生し、なかでも石油ストーブによる火災は1,238件で最も多く、全体の63.3%を占めています。また、ストーブによる火災の主な原因は、可燃物の接触・落下、引火・ふく射、使用方法の誤り、消し忘れ、過熱、使用中の給油等となっています。

寒い時期を迎えるにあたり、これからストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災を発生させないよう、特に次の点に注意するよう心掛けましょう。

使用にあたっての注意事項

ストーブの近くに紙や衣類など燃えやすいものを置かないこと。

ストーブをつける前に燃えやすい物がそばにないかの確認を！



ストーブの近くでヘアスプレー等の引火の危険性があるものを使用しないこと。

ストーブで洗濯物を乾かすのはやめましょう。



カーテンなどがストーブに接触しないように、それらのものから離して使用すること。

ストーブの上方に洗濯物等を干さないこと。

使用方法

取扱説明書をよく読んで、正しい方法で使用すること。

石油ストーブに灯油を給油する場合は、火を消してから行うこと。

給油はストーブの火を消してから。



カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締めること。

一定以上の震動を感じたり転倒した場合に自動的に消火する対震自動消火装置付きのものをできるだけ使用すること。

点火及び消火の確認

点火後は、炎の調節を行い、正常に燃焼していることを確認すること。

就寝時、外出時には、必ず完全に消火していることを確認すること。

設置方法

地震時の振動により転倒しないよう、固定する必要があるストーブは、必ず固定すること。また、煙突がついているものは、金属の支線等を使用して固定すること。

点検・整備

暖房シーズン前には、十分な点検・整備を行い、故障している場合は販売店等に修理を依頼すること。

危険物の保管

灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で適合性に係る推奨ラベルもしくは認定証が貼付されているものを使用するとともに、必ず栓をしっかり締めて密閉すること。

保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた冷暗所とすること。

地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないようにすること。

消防自動車等の緊急走行に対する 理解と協力を！

消防課

消防自動車や救急自動車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行して消防活動を行い、被害を最小限に食い止めたり、また、応急処置を行い、急病人などを速やかに病院へ搬送しなければなりません。

このため、消防自動車等は、緊急時に迅速に通行する

ため、道路交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防自動車等の円滑な緊急走行のために皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

消防自動車等が、サイレンを鳴らして緊急走行し、接近してきた場合には、一般車両は、周囲の状況に配慮のうえ、速やかに進路を譲ってください。

交差点付近では、交差点を避け、道路の左側によって一時停止してください。

消防自動車等が高速道路などで本線車線に入ろうとしているときは、これを妨げないようにしてください。

狭い道路などで停車をする場合は、消防自動車等の通行に支障がないように配慮してください。



自転車や歩道のない道路などを歩いている人は速やかに進路を譲ってください。

(写真提供：下関地区広域行政事務組合消防本部)

緊急走行時にサイレンを鳴らすことは、法令で義務づけられています。夜間の緊急走行時のサイレン音に対し付近の皆さんのご理解をお願いします。

交通事業者・安全運転管理者の皆様へ

安全運転管理者の方々を中心に、運転者への交通安全教育の一環として「消防自動車等の優先」について、御指導をお願いします。

地下駅舎の防火安全対策を強化するための「火災予防条例」(東京都条例)の改正

平成15年2月18日、韓国大邱市で死者192人、負傷者148人を出す大惨事となった地下鉄火災は、我が国にとっても大きな衝撃でした。総務省消防庁では国土交通省と共同で「地下鉄道の火災対策検討会」を設置し、4回にわたり行った検討結果を16年3月に取りまとめました。また、韓国・欧州の現地調査、地下鉄車両と駅売店の燃焼実験等も実施し、これらの成果を有効に活用しながら地下鉄道火災対策の向上を図っています。

このような中、地下駅舎の防火安全対策を確保するため、我が国の約半数の地下駅舎が集中する東京都の火災予防条例がさる10月7日、都議会で可決され、平成17年4月1日から施行されることとなりました。

地下駅舎の防火安全対策についてこれまで東京消防庁では、昭和43年の日比谷線六本木駅での列車火災等の教訓を踏まえ安全確保に努めてきましたが、都内の地階に駅舎を有する鉄道が現在、33路線、地下駅261駅、地下区間の長さの合計が300kmを超えていること、また、地下駅舎の平均の深さが約16m、深さ30mを超える地下駅舎も

数多く、深層化・重層化が進んでいること等による火災の潜在危険が増加しているという状況から、韓国大邱市の地下鉄火災を機に同庁で設置した「地下鉄火災に関する検討委員会」の提言を踏まえ、同火災予防条例の改正となったものです。

改正火災予防条例の骨子は、延焼拡大抑制、消防活動支援、避難容易性確保、自衛消防能力向上であり、それらの具体的項目は、下図でも示しましたように、スプリンクラー設備の設置基準強化、無線通信補助設備の設置基準強化、避難口明示物・避難方向明示物の設置、避難経路確保・煙拡散防止等、駅事務室等の自衛消防活動拠点化、自衛消防活動に必要な装備の確保、自衛消防技術認定証保有者の確保、消火訓練・避難訓練の実施、となっています。

この火災予防条例の改正は、地下駅舎を有する他都市でも大いに参考となるはずで、地下駅舎の防火安全対策がさらに強化されることが期待されます。

(近代消防社編)

火災予防条例(東京都条例)の改正概念図

(東京消防庁提供)



9月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防特第170号	平成16年9月10日	関係都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正及び特定事業所の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所を定める省令の制定について（通知）
消防消第186号 消防予第166号 消防救第220号	平成16年9月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防課長 消防庁予防課長 消防庁救急救助課長	消防車両、装備品、消防用設備等の不具合等に係る情報の消防庁への報告について
消防予第167号 消防危第102号	平成16年9月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	消防用設備等の着工届に係る運用についての一部改正について
消防震第 64号	平成16年9月14日	各都道府県消防防災主管部長 各指定都市消防長	消防庁震災等応急室長	緊急消防援助隊全国合同訓練の実施及び実施体制等について
消防消第188号	平成16年9月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防課長	交差点で停止中にシャシフレームが折損し走行不能となった消防ポンプ自動車の情報について
消防国第 1号	平成16年9月17日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行について
消防国第 2号	平成16年9月17日	各都道府県知事	消防庁次長	指定地方公共機関の指定に係る留意事項について
消防国第 3号	平成16年9月17日	各都道府県国民保護主管部長 各指定都市国民保護主管局長	消防庁国民保護室長	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に係る留意事項について
消防国第 4号	平成16年9月17日	各都道府県国民保護主管部長 各指定都市国民保護主管局長	消防庁国民保護室長	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例参考例並びに国民保護協議会条例参考例について
消防予第168号 消防安第184号	平成16年9月17日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長	消防法施行規則第4条の2の4第4項に規定する登録講習機関を登録する省令等の施行について
消防震第 67号	平成16年9月17日	各都道府県知事	消防庁長官	火災・災害等即報要領の一部改正について
消防予第182号	平成16年9月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件の施行について
消防予第183号	平成16年9月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件の施行について
消防予第184号	平成16年9月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件の運用について

消防庁人事

平成16年9月30日付

氏名	新	旧
田島 松一	長官付 辞職（東京消防庁警防部副参事（指令担当）へ）	核燃料サイクル開発機構東海事業所保安管理部次長
高橋 完雄	長官付 辞職（核燃料サイクル開発機構東海事業所保安管理部技術主幹へ）	東京消防庁尾久消防署警防課長
齋藤 健一	辞職（大阪市消防局消防学校へ）	総務課
福永 輝繁	辞職（東京消防庁警防部警防課警防対策係長へ）	消防課警防係長

平成16年10月1日付

氏名	新	旧
吉田 圭二	出向（総務省自治行政局選挙部選挙課へ）	総務課
青木 秀幸	総務課	総務省大臣官房秘書課
浅見 勝司	消防課警防係長	東京消防庁新宿消防署危険物係長兼調査担当係長
木上 浩輔	出向（総務省自治行政局地域振興課 併任 自治政策課へ）	消防大学校庶務課
大井 芳泰	消防大学校庶務課	総務省大臣官房秘書課
富永 啓治	総務課 出向（総務省自治財政局公営企業課地域企業経営企画室へ）	独立行政法人消防研究所総務課
大矢 直	総務課 出向（独立行政法人消防研究所総務課へ）	総務省大臣官房秘書課

平成16年10月16日付

氏名	新	旧
大橋 一郎	併任解除	防災課防災情報室情報企画係長 併任 防災課防災情報室情報管理係長
守谷 謙一	防災課防災情報室情報管理係長	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室防災企画係長
磯部 孝之	総務課主査	東京消防庁予防部予防課予防係長
磯部 孝之	出向（国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室防災企画係長へ）	総務課主査

広報テーマ

11 月		12 月	
平成16年秋季全国火災予防運動 婦人防火クラブ活動への理解 正しい119番通報要領の呼びかけ 《11月9日は「119番の日」》	予防課 防災課 防災情報室	雪害に対する備え 危険物施設における事故防止 放火による火災の防止 石油ストーブなどの安全な取扱い 消防自動車等の緊急走行に対する理解 と協力を！	防災課 危険物保安室 予防課 防火安全室 消防課

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)近代消防社